を除く。）及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	(1)　［略］	ニ　特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）	
	(2)　第五十四条第三号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用しているものを除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に		
	［略］	［略］	

に掲げる基準に関する事項	(1)　［略］	ニ　特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）	
	(2)　第五十四条第三号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事		
	［略］	［略］	

係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	(3)　［略］		
	(4)　第五十四条第一号（第十九条第二号ハ及びホ（第一号チ、リ及びワに係る部分に限る。）並びに第五十三条第一号イ及びロに係る部分に限る。）、第二号ロ(1)から(3)まで、ホ（第十九条第三号ホ(2)及び(6)に係る部分に限る。）及びト（第十九条第三号ニ(2)に係る部分に限る。）、ヘ（第十九条第三号ハ(9)及び(10)に係る部分に限る。）並びに第三号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっき		
	［略］		

項	(3)　［略］		
	(4)　第五十四条第一号（第十九条第二号ハ及びホ（第一号チ、リ及びワに係る部分に限る。）並びに第五十三条第一号イ及びロに係る部分に限る。）、第二号ロ(1)から(3)まで、ホ（第十九条第三号ホ(2)及び(6)に係る部分に限る。）及びト（第十九条第三号ニ(2)に係る部分に限る。）、ヘ（第十九条第三号ハ(9)及び(10)に係る部分に限る。）並びに第三号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっき		
	［略］		